

目次

- 第一章 基本倫理(第一条―第八条)
  - 第二章 一般規律(第九条―第十九条)
  - 第三章 依頼者との関係における規律
    - 第一節 通則(第二十条―第二十六条)
    - 第二節 職務を行い得ない事件の規律(第二十七条・第二十八条)
    - 第三節 事件の受任時における規律(第二十九条―第三十四条)
    - 第四節 事件の処理における規律(第三十五条―第四十三条)
    - 第五節 事件の終了時における規律(第四十四条・第四十五条)
  - 第四章 組織内外国法事務弁護士における規律(第四十六条・第四十七条)
  - 第五章 事件の相手方との関係における規律(第四十八条―第五十条)
  - 第六章 共同事務所における規律(第五十一条―第五十六条)
  - 第七章 外国法事務弁護士法人等における規律(第五十七条―第六十六条)
  - 第八章 他の外国法事務弁護士等との関係における規律(第六十七条―第七十条)
  - 第八章の二 裁判の関係における規律(第七十条の二―第七十条の五)
  - 第九章 弁護士会との関係における規律(第七十一条・第七十二条)
  - 第十章 官公署との関係における規律(第七十三条・第七十四条)
  - 第十一章 解釈適用指針(第七十五条)
- 附則

第一章 基本倫理

(使命の自覚)

第一条 外国法事務弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。

(自由と独立)

第二条 外国法事務弁護士は、職務の自由と独立を重んじる。

(弁護士自治)

第三条 外国法事務弁護士は、弁護士自治の意義を自覚し、その維持発展に努める。

(司法独立の擁護)

第四条 外国法事務弁護士は、司法の独立を擁護し、司法制度の健全な発展に寄与するように努める。

(信義誠実)

第五条 外国法事務弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

(名誉と信用)

第六条 外国法事務弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。

(研鑽)

第七条 外国法事務弁護士は、教養を深め、法令及び法律事務に精通するため、研鑽に努める。

(公益活動の実践)

第八条 外国法事務弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める。

第二章 一般規律

(広告及び宣伝)

第九条 外国法事務弁護士は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤導にわたる情報を提供してはならない。

2 外国法事務弁護士は、品位を損なう広告又は宣伝をしてはならない。

(依頼の勧誘等)

第十条 外国法事務弁護士は、不当な目的のため、又は品位を損なう方法により、事件の依頼を勧誘し、又は事件を

誘発してはならない。

(非弁護士との提携)

第十一条 外国法事務弁護士は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条から第七十四条までの規定に違反する者又はこれらの規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者から依頼者の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用してはならない。

(所属する事業体に関する制限)

第十一条の二 外国法事務弁護士は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体であつて、次の各号のいずれかに該当するものに所属してはならない。

一 当該事業体の業務(法律事務の処理以外の業務であつて、当該事業体の所在地の法令により当該事業体の目的とすることが認められているものを含む。以下この条において同じ。)に参加しない非弁護士(弁護士でなく、かつ、外国弁護士(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。))第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。)でない者をいう。以下この条において同じ。)に持分又は議決権を与えるもの

二 当該事業体の業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えるものであつて、次のイ又はロのいずれか又は双方の要件を欠くもの

イ 当該事業体の所在地の法令により存立が許容されていること。

ロ 当該事業体の業務に参加する非弁護士の持分及び議決権が五十パーセント未満に抑えられている等、弁護士又は外国弁護士の支配が制度的かつ実質的に確保されていること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事業体に対する非弁護士の関与により、外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるもの

(報酬分配の制限)

第十二条 外国法事務弁護士は、その職務に関する報酬を弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)でない者との間で分配してはならない。ただし、法令又は本会若しくは所属弁護士会の定める会則に別段の定めがある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(依頼者紹介の対価)

第十三条 外国法事務弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払つてはならない。

2 外国法事務弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の対価を受け取つてはならない。

(違法行為の助長)

第十四条 外国法事務弁護士は、詐欺的取引、暴力その他の違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(品位を損なう事業への参加)

第十五条 外国法事務弁護士は、公序良俗に反する事業その他の品位を損なう事業を営み、若しくはこれに加わり、又はこれらの事業に自己の名義を利用してはならない。

(営利業務従事における品位保持)

第十六条 外国法事務弁護士は、自ら営利を目的とする業務を営むとき、又は営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員若しくは使用人となつたときは、営利を求めらるることにとらわれて、品位を損なう行為をしてはならない。

(係争目的物の譲受け)

第十七条 外国法事務弁護士は、係争の目的物を譲り受けてはならない。

(事件記録の保管等)

第十八条 外国法事務弁護士は、事件記録を保管し、又は廃棄するに際しては、秘密及びプライバシーに関する情報が漏れないように注意しなければならない。

(事務職員等の指導監督)

第十九条 外国法事務弁護士は、事務職員その他の自らの職務に関与させた者が、その者の業務に関し違法若しくは不当な行為に及び、又はその事務所の業務に関して知り得た秘密を漏らし、若しくは利用することのないように指導及び監督をしなければならない。

### 第三章 依頼者との関係における規律

#### 第一節 通則

(依頼者との関係における自由と独立)

第二十条 外国法事務弁護士は、事件の受任及び処理に当たり、自由かつ独立の立場を保持するように努める。

(正当な利益の実現)

第二十一条 外国法事務弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。

(依頼者の意思の尊重)

第二十二条 外国法事務弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする。

2 外国法事務弁護士は、依頼者が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を通じて依頼者の意思の確認に努める。

(秘密の保持)

第二十三条 外国法事務弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

(外国法事務弁護士報酬)

第二十四条 外国法事務弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な外国法事務弁護士報酬を提示しなければならない。

(依頼者との金銭貸借等)

第二十五条 外国法事務弁護士は、特別の事情がない限り、依頼者と金銭の貸借をし、又は自己の債務について依頼者に保証を依頼し、若しくは依頼者の債務について保証をしてはならない。

(依頼者との紛議)

第二十六条 外国法事務弁護士は、依頼者との信頼関係を保持し紛議が生じないように努め、紛議が生じたときは、所属弁護士会の紛議調停で解決するように努める。

## 第二節 職務を行い得ない事件の規律

(職務を行い得ない事件)

第二十七条 外国法事務弁護士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その職務を行ってはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁、調停、和解斡旋その他の裁判外紛争解決手続機関の手続実施者として取り扱った事件

(同前)

第二十八条 外国法事務弁護士は、前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する事件については、その職務を行ってはならない。ただし、第一号及び第四号に掲げる事件についてはその依頼者が同意した場合、第二号に掲げる事件についてはその依頼者及び相手方が同意した場合並びに第三号に掲げる事件についてはその依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合は、この限りでない。

一 相手方が配偶者、直系血族、兄弟姉妹又は同居の親族である事件

二 受任している他の事件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする事件

三 依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件

四 依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件

## 第三節 事件の受任時における規律

(受任の際の説明等)

第二十九条 外国法事務弁護士は、事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに外国法事務弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。

2 外国法事務弁護士は、事件について、依頼者に有利な結果となることを請け合い、又は保証してはならない。

3 外国法事務弁護士は、依頼者の期待する結果が得られる見込みがないにもかかわらず、その見込みがあるように装って事件を受任してはならない。

(委任契約書の作成)

第三十条 外国法事務弁護士は、事件を受任するに当たり、外国法事務弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由がやんだ後、これを作成する。

2 前項の規定にかかわらず、受任する事件が、法律相談、簡易な書面の作成又は顧問契約その他継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しない。

(不当な事件の受任)

第三十一条 外国法事務弁護士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない。  
(不利益事項の説明)

第三十二条 外国法事務弁護士は、同一の事件について複数の依頼者があつてその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、事件を受任するに当たり、依頼者それぞれに対し、辞任の可能性その他の不利益を及ぼすおそれのあることを説明しなければならない。

(権利保護のための制度の説明)

第三十三条 外国法事務弁護士は、依頼者に対し、事案に応じ、資力の乏しい者の権利保護のための制度を説明し、裁判を受ける権利が保障されるように努める。

(受任の諾否の通知)

第三十四条 外国法事務弁護士は、事件の依頼があつたときは、速やかに、その諾否を依頼者に通知しなければならない。

#### 第四節 事件の処理における規律

(事件の処理)

第三十五条 外国法事務弁護士は、事件を受任したときは、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。

(事件処理の報告及び協議)

第三十六条 外国法事務弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。

(法令等の調査)

第三十七条 外国法事務弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。

2 外国法事務弁護士は、事件の処理に当たり、必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める。

(預り金の保管)

第三十八条 外国法事務弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から金員を預かつたときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。

(預り品の保管)

第三十九条 外国法事務弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から書類その他の物品を預かつたときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(他の弁護士等の参加)

第四十条 外国法事務弁護士は、受任している事件について、依頼者が弁護士、弁護士法人、他の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に依頼をしようとするときは、正当な理由なく、これを妨げてはならない。

(受任弁護士等との間の意見不一致)

第四十一条 外国法事務弁護士は、同一の事件を受任している弁護士、弁護士法人、他の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人との間に事件の処理について意見が一致せず、これにより、依頼者に不利益を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対し、その事情を説明しなければならない。

(受任後の利害対立)

第四十二条 外国法事務弁護士は、複数の依頼者があつて、その相互間に利害の対立が生じるおそれのある事件を受任した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対し、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない。

(信頼関係の喪失)

第四十三条 外国法事務弁護士は、受任した事件について、依頼者との間に信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難なときは、その旨を説明し、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない。

#### 第五節 事件の終了時における規律

(処理結果の説明)

第四十四条 外国法事務弁護士は、委任の終了に当たり、事件処理の状況又はその結果に関し、必要に応じ法的助言を付して、依頼者に説明しなければならない。

(預り金等の返還)

第四十五条 外国法事務弁護士は、委任の終了に当たり、委任契約に従い、金銭を清算した上、預り金及び預り品を遅滞なく返還しなければならない。

#### 第四章 組織内外国法事務弁護士における規律

(自由と独立)

第四十六条 官公署又は公私の団体（弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人を除く。以下これらを合わせて「組織」という。）において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となつてゐる外国法事務弁護士（以下「組織内外国法事務弁護士」という。）は、外国法事務弁護士の使命及び外国法事務弁護士の本質である自由と独立を自覚し、良心に従つて職務を行うように努める。

(違法行為に対する措置)

第四十七条 組織内外国法事務弁護士は、その担当する職務に関し、その組織に属する者が業務上法令に違反する行為を行い、又は行おうとしてゐることを知つたときは、その者、自らが所属する部署の長又はその組織の長、取締役会若しくは理事会その他の上級機関に対する説明又は勧告その他のその組織内における適切な措置を採らなければならぬ。

## 第五章 事件の相手方との関係における規律

(相手方本人との直接交渉)

第四十八条 外国法事務弁護士は、相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない。

(相手方からの利益の供与)

第四十九条 外国法事務弁護士は、受任してゐる事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

(相手方に対する利益の供与)

第五十条 外国法事務弁護士は、受任してゐる事件に関し、相手方に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

## 第六章 共同事務所における規律

(遵守のための措置)

第五十一条 複数の外国法事務弁護士が事務所（外国法事務弁護士法人又は共同法人の事務所である場合を除く。）を共にする場合（以下この事務所を「共同事務所」という。）において、その共同事務所に所属する外国法事務弁護士（以下「所属外国法事務弁護士」という。）を監督する権限のある外国法事務弁護士は、所属外国法事務弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置を採るように努める。

(秘密の保持)

第五十二条 所属外国法事務弁護士は、他の所属外国法事務弁護士の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。その共同事務所の所属外国法事務弁護士でなくなつた後も、同様とする。

(職務を行ない得ない事件)

第五十三条 所属外国法事務弁護士は、他の所属外国法事務弁護士（所属外国法事務弁護士であつた場合を含む。）が、第二十七条又は第二十八条の規定により職務を行ない得ない事件については、職務を行つてはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

(同前―受任後)

第五十四条 所属外国法事務弁護士は、事件を受任した後に前条に該当する事由があることを知つたときは、速やかに、依頼者にその事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない。

(事件情報の記録等)

第五十五条 所属外国法事務弁護士は、職務を行ない得ない事件の受任を防止するため、他の所属外国法事務弁護士と共同して、取扱い事件の依頼者、相手方及び事件名の記録その他の措置を採るように努める。

(準用)

第五十六条 この章の規定は、外国法事務弁護士が弁護士と事務所を共にする場合について準用する。この場合において、第五十一条中「複数の外国法事務弁護士が」とあるのは「外国法事務弁護士及び弁護士が」と、（以下この事務所を「共同事務所」という。）とあるのは「（以下この事務所を「共同事務所」といい、弁護士と事務所を共にする外国法事務弁護士を「所属外国法事務弁護士」という。）と、「共同事務所に所属する外国法事務弁護士（以下「所属外国法事務弁護士」という。）とあるのは「共同事務所に所属する弁護士（以下「所属弁護士」という。）」と、「所属外国法事務弁護士がこの規程を」とあるのは「所属弁護士が弁護士職務基本規程（会規第七十号）を」と、第五十二条、第五十三条及び前条の規定中「他の所属外国法事務弁護士」とあるのは「所属弁護士」と、第五十三条中「所属外国法事務弁護士であつた」とあるのは「所属弁護士であつた」と、「第二十七条又は第二十八条」とあるのは「弁護士職務基本規程第二十七条又は第二十八条」と、それぞれ読み替へるものとする。

## 第七章 外国法事務弁護士法人等における規律

(遵守のための措置)

第五十七条 外国法事務弁護士法人又は共同法人の社員である外国法事務弁護士は、その外国法事務弁護士法人又は共同法人の社員又は使用人である外国法事務弁護士(以下「社員等」という。)がこの規程を、社員又は使用人である弁護士が弁護士職務基本規程を遵守するための必要な措置を採るように努める。

(秘密の保持)

第五十八条 社員等は、その外国法事務弁護士法人、共同法人、他の社員等又は社員若しくは使用人である弁護士の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。社員等でなくなった後も、同様とする。

(職務を行い得ない事件)

第五十九条 社員等(第一号及び第二号の場合においては、社員等であった者を含む。)は、次に掲げる事件については、職務を行ってはならない。ただし、第四号に掲げる事件については、その外国法事務弁護士法人又は共同法人が受任している事件の依頼者の同意がある場合は、この限りでない。

一 社員等であった期間内に、その外国法事務弁護士法人又は共同法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

二 社員等であった期間内に、その外国法事務弁護士法人又は共同法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

三 その外国法事務弁護士法人又は共同法人が相手方から受任している事件

四 その外国法事務弁護士法人又は共同法人が受任している事件(当該社員等が自ら関与しているものに限る。)の相手方からの依頼による他の事件

(他の社員等との関係で職務を行い得ない事件)

第六十条 社員等は、他の社員等が第二十七条、第二十八条又は前条第一号若しくは第二号のいずれかの規定により職務を行い得ない事件については、職務を行ってはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

2 社員等は、社員又は使用人である弁護士が弁護士職務基本規程第二十七条、第二十八条又は第六十三条第一号若しくは第二号のいずれかの規定により職務を行い得ない事件については、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

(業務を行い得ない事件)

第六十一条 外国法事務弁護士法人又は共同法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に規定する事件については受任している事件の依頼者の同意がある場合及び第五号に規定する事件についてはその職務を行い得ない社員(共同法人において弁護士である社員のみが執行することのできる業務(外国弁護士法律事務取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務をいう。以下同じ。)に係る事件にあつては、弁護士である社員)がその外国法事務弁護士法人又は共同法人の社員(共同法人において弁護士である社員のみが執行することのできる業務に係る事件にあつては、弁護士である社員)の総数の半数未満であり、かつ、その外国法事務弁護士法人又は共同法人に業務の公正を保ち得る事由がある場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 社員等又は社員若しくは使用人である弁護士が相手方から受任している事件

五 社員が第二十七条、第二十八条若しくは第五十九条第一号若しくは第二号又は弁護士職務基本規程第二十七条、第二十八条若しくは第六十三条第一号若しくは第二号のいずれかの規定により職務を行い得ない事件

(同前)

第六十二条 外国法事務弁護士法人又は共同法人は、前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第一号に掲げる事件についてその依頼者及び相手方が同意した場合は、第二号に掲げる事件についてその依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合並びに第三号に掲げる事件についてその依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 受任している他の事件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする事件

二 依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件

三 依頼者の利益と他の外国法事務弁護士法人又は共同法人の経済的利益が相反する事件

(同前―受任後)

第六十三条 社員等は、事件を受任した後に第五十九条第三号の規定に該当する事由があることを知ったときは、速

やかに、依頼者にその事情を告げ、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない。

2 外国法事務弁護士法人又は共同法人は、事件を受任した後に第六十一条第四号又は第五号の規定に該当する事由があることを知ったときは、速やかに、依頼者にその事情を告げ、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない。

(事件情報の記録等)

第六十四条 外国法事務弁護士法人又は共同法人は、その業務が制限されている事件を受任すること及びその社員等又は社員若しくは使用人である弁護士が職務を行い得ない事件を受任することを防止するため、その外国法事務弁護士法人、共同法人、社員等及び社員又は使用人である弁護士の取扱い事件の依頼者、相手方及び事件名の記録その他の措置を採るよう努める。

(弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士への準用)

第六十五条 第五十八条から第六十条まで及び第六十三条第一項の規定は、弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十八条	社員等は	弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士は
	その外国法事務弁護士法人、共同法人	その弁護士法人
第五十九条	社員等ではなくなくなった後	弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士でなくなった後
	社員等	弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士
第六十条第一項	その外国法事務弁護士法人又は共同法人	その弁護士法人
	社員等は	弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士は
第六十条第二項	他の社員等	その弁護士法人の社員等
	第二十七条、第二十八条又は前条第一号若しくは第二号	弁護士職務基本規程第二十七条、第二十八条又は第六十三条第一号若しくは第二号
第六十三条第一項	社員等は	弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士は
	社員又は使用人である弁護士	使用人である他の外国法事務弁護士
第六十三条第一項	弁護士職務基本規程第二十七条、第二十八条又は第六十三条第一号若しくは第二号	第二十七条、第二十八条又は前条第一号若しくは第二号
	社員等は	弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士は
第五十九条第三号	第五十九条第三号	第六十五条において準用する第五十九条第三号

(準用)

第六十六条 第一章から第三章まで（第十六条、第十九条、第二十三条及び第三章第二節を除く。）、第五章、第八章、第九章及び第十章の規定は、外国法事務弁護士法人及び共同法人について準用する。

#### 第八章 他の外国法事務弁護士等との関係における規律

##### （名誉の尊重）

第六十七条 外国法事務弁護士は、弁護士、弁護士法人、他の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人（以下「他の外国法事務弁護士等」という。）との関係において、相互に名誉と信義を重んじる。

（他の外国法事務弁護士等に対する不利益行為）

第六十八条 外国法事務弁護士は、信義に反して他の外国法事務弁護士等を不利益に陥れてはならない。

（他の事件への不当介入）

第六十九条 外国法事務弁護士は、他の外国法事務弁護士等が受任している事件に不当に介入してはならない。

（他の外国法事務弁護士等との間の紛議）

第七十条 外国法事務弁護士は、他の外国法事務弁護士等との間の紛議については、協議又は弁護士会の紛議調停による円満な解決に努める。

#### 第八章の二 裁判の関係における規律

（裁判の公正と適正手続）

第七十条の二 共同法人は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める。

（偽証のそそのかし）

第七十条の三 共同法人は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。

（裁判手続の遅延）

第七十条の四 共同法人は、怠慢により、又は不当な目的のため、裁判手続を遅延させてはならない。

（裁判官等との私的関係の不当利用）

第七十条の五 共同法人は、その職務を行うに当たり、裁判官、検察官その他裁判手続に関わる公職にある者との縁故その他の私的関係があることを不当に利用してはならない。

#### 第九章 弁護士会との関係における規律

（外国弁護士法律事務所取扱法等の遵守）

第七十一条 外国法事務弁護士は、外国弁護士法律事務所取扱法、弁護士法並びに本会及び所属弁護士会の会則を遵守しなければならない。

（委嘱事項の不当拒絶）

第七十二条 外国法事務弁護士は、正当な理由なく、会則の定めるところにより、本会、所属弁護士会及び所属弁護士会が弁護士法第四十四条の規定により設けた弁護士会連合会から委嘱された事項を行うことを拒絶してはならない。

#### 第十章 官公署との関係における規律

（委嘱事項の不当拒絶）

第七十三条 外国法事務弁護士は、正当な理由なく、法令により官公署から委嘱された事項を行うことを拒絶してはならない。

（受託の制限）

第七十四条 外国法事務弁護士は、法令により官公署から委嘱された事項について、職務の公正を保ち得ない事由があるときは、その委嘱を受けてはならない。

#### 第十一章 解釈適用指針

（解釈適用指針）

第七十五条 この規程は、外国法事務弁護士の職務の多様性と個別性に鑑み、その自由と独立を不当に侵すことのないよう、実質的に解釈し適用しなければならない。

2 第一章並びに第二十条から第二十二条まで、第二十六条、第三十三条、第三十七条第二項、第四十六条、第五十



一条、第五十五条、第五十七条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十条の二の規定は、外国法事務弁護士又は共同法人の職務の行動指針又は努力目標を定めたものとして解釈し適用しなければならない。

#### 附則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行）

#### 附則（平成二十九年五月二十六日改正）

1 第十一条の二（新設）及び第七十一条の改正規定は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第十一条の二の改正規定の施行の際現に改正後の第十一条の二各号のいずれかに該当する事業体に所属している外国法事務弁護士については、当該事業体に所属する限りにおいて、施行日から一年間は、改正後の第十一条の二の規定は、適用しない。

附則（令和三年六月一日会規第一一五号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 題名、目次、第一条の二、第一条、第四〇条、第四一条、第四六条、第五一条、第五六条、第五七条、第五八条、第五九条、第六〇条、第六一条、第六二条、第六三条、第六四条、第六五条の表、第六六条、第六七条、第八章の二、第七一条、第七五条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）